

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 健康課	
契約締結年月日	令和6年4月1日	
業 務 名	尾張旭市保健福祉センター昇降機保守業務委託	
業 務 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗用エレベーター（台数2基、停止階数4階）の保守、点検 ・ 遠隔監視による運行異常等（閉じ込め防止等）の監視 ・ 建築基準法第12条に基づく定期検査の実施等 	
契約金額（税込）	1,333,200円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する口欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	昇降機は、製造業者毎に独自の専門性の高い構造を持つ機器であり、点検が十分でないことが原因の人身事故も発生している。よって、使用者の安全性を確保するため、機器に精通し、点検技術を持つ製造業者と契約を締結する。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部健康課です。